

企年連発第137の3号
平成26年3月31日

確定拠出年金事業主 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司
(公印省略)

企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱いについて

当連合会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、当連合会における中途脱退者等に係る業務の取扱いについては、別添「企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い」により取り扱われますよう通知いたします。

これに伴い、従前の「企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱いについて（平成17年10月1日 企年連発第72の3号）」については廃止いたします。

別添

企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い

第1 企業型確定拠出年金の登録及び変更に関する事項

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）は、原則として、企業年金連合会（以下「連合会」という。）からの年金給付等積立金等及び積立金の移換の申出方法等について、「登録届兼変更届（確定拠出年金）」により連合会への登録を行うこと。

また、登録後登録した内容に変更があった場合は、すみやかに「登録届兼変更届（確定拠出年金）」に変更のあった項目の内容を記入し、右の変更箇所欄に「○」を付して連合会に提出すること。（複数の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定拠出年金を実施する場合は、代表となる事業主が提出すること。）

第2 連合会から企業型確定拠出年金へ積立金等を移換する場合の業務の取扱いに関する事項

連合会が給付の支給に関する義務を負っている厚生年金基金の中途脱退者、解散基金加入員、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等（以下これらを総称して「中途脱退者等」という。）に係る企業型確定拠出年金への公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第56条第1項に規定する年金給付等積立金等及び同法附則第59条第1項に規定する積立金（以下これらを総称して「積立金等」という。）の移換に関する業務の取扱いについては、次によること。

1 積立金等の移換申出

- (1) 事業主が、連合会への登録時に「事業主が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」（以下「確定拠出年金申出」という。）を選択している場合

中途脱退者等は、「中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）」により事業主に対して申出を行い、これを受けて事業主は当該申出を取りまとめ、「中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）の送付について」と併せて、連合会に積立金等の移換申出を行うこと。

- (2) 事業主が、連合会への登録時に「中途脱退者が直接連合会に申出をする」（以下「本人申出」という。）を選択している場合

中途脱退者等は、「中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）」により、連合会に積立金等の移換申出を行うこと。

2 積立金等の移換申出の時期

- (1) 事業主が、連合会への登録時に「確定拠出年金申出」を選択している場合

中途脱退者等は、企業型確定拠出年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに積立金等の移換申出を事業主に行い、事業主はその申出があった日の翌日以後最初に到来する15日までに連合会に申出を行うこと。

(2) 事業主が、連合会への登録時に「本人申出」を選択している場合

中途脱退者等は、企業型確定拠出年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までに連合会に積立金等の移換申出を行うこと。

3 移換申出書の企業型記録関連運営管理機関への送付

連合会は、「中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）」に記載のある該当の企業型記録関連運営管理機関に、当該申出書の写しを送付する。

4 積立金等の移換指示

企業型記録関連運営管理機関は、「中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）」の写しに基づき、当該中途脱退者等の企業型確定拠出年金への加入確認を行い、連合会に移換指示を行うこと。

5 移換資産通知書の送付

連合会は、積立金等の移換申出があった中途脱退者等について、当該移換指示を受けた日の属する月の翌月上旬（当該移換指示を受けた日が16日以降の場合は、翌々月上旬）までに、「移換資産通知書」を、当該移換指示をした企業型記録関連運営管理機関に送付する。

6 積立金等の移換

連合会は、企業型記録関連運営管理機関の移換指示に基づき、企業型記録関連運営管理機関に「移換資産通知書」を送付した日の属する月の末日までに、積立金等を当該企業型確定拠出年金の資産管理機関に移換する。

第3 経過措置

平成25年改正法附則第62条第3項及び第64条第3項に規定する申出の取扱いについては、当該申出に係る廃止前の「企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱いについて（平成17年10月1日 企年連発第72の3号）」の別添「企業型確定拠出年金・企業年金連合会間における通算措置に係る業務の取扱い」の規定は、なおその効力を有する。

<参考>

企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定拠出年金）

承認番号									
(会員番号)									
事業主の名称									

項目	内容	変更箇所
企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称	(7)がナ)	
所在地	〒	
電話番号		
担当部署名		
記録関連運営管理機関		
資産管理機関の名称		
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 複数の厚生年金適用事業所の事業主で確定拠出年金を実施する場合は、その代表となる事業主が提出してください。

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称

代表者名

担当者名

中途脱退者等年金給付等積立金等、積立金移換申出書（本人申出）の送付について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号)附則第 56 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定により、別添の者から企業年金連合会から企業型確定拠出年金へ年金給付等積立金等及び積立金の移換の申出を受けましたので送付します。

西暦 年 月 日

企業型確定拠出年金を実施する
厚生年金適用事業所の住所及び名称

事業主名

企業年金連合会理事長 殿

記

件数_____件

以上

